

緊急事態発生時における
廃棄物処理に関する協定書

緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書

倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町（以下「甲」という。）と三光株式会社（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大や地震等の災害（以下「緊急事態」という。）が発生した場合における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急事態が発生し、これに起因して甲が管理する廃棄物を取扱う処理場の全部又は一部が事実上停止若しくは停止するおそれへと至った場合、甲が管理する廃棄物を取扱う処理場が処理能力を超えるおそれが生じた場合、その他これらに類する事由により、甲による処理が著しく困難となった一般廃棄物（以下「緊急事態起因廃棄物」という）の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、甲が乙に対し処理を要請する緊急事態起因廃棄物は、下記のとおりとする。

発生場所	緊急事態起因廃棄物の種類
甲の管轄する行政区域	可燃ごみ
甲の管轄する行政区域	不燃ごみ

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「本件業務」という）について、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 緊急事態起因廃棄物の処理
- (2) 前号に伴う必要な業務

2 甲は、乙に対し前項の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭で通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

（緊急事態起因廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、甲の指示に従って、緊急事態起因廃棄物の処理等に状況が許す限り協力するものとする。

2 乙は、緊急事態起因廃棄物の処理等を下記の施設にて行うものとする。

名称	所在地	処分方法
三光(株)潮見工場	鳥取県境港市潮見町1番地	焼却
三光(株)江島工場	島根県松江市八束町江島1128-105	破碎・選別・圧縮固化・焼却
三光(株)昭和工場	鳥取県境港市昭和町5番地11	破碎

3 甲は、緊急事態起因廃棄物の収集運搬を甲の指定する事業者に行わせることができる。この場合、甲は乙に遅滞なく甲の指定する事業者の名称を通知するものとする。この場合、甲は乙の受入基準を、甲の指定する事業者に遵守させるものとする。

4 乙は、想定を超える数量の緊急事態起因廃棄物の搬入が想定される等、協力が困難となるおそれのある場合は、甲と合意の上、関係法令を遵守し、乙の協力業者を本件業務に協力させることができる。

（情報の提供）

第5条 甲は、緊急事態が発生した場合は、円滑に乙の協力が得られるように、緊急事態の内容等を適宜乙に提供するものとする。

2 甲は、緊急事態起因廃棄物の適正処理に必要な情報を、遅滞なく乙に提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は緊急事態起因廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 緊急事態起因廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 緊急事態起因廃棄物の処理等の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した緊急事態起因廃棄物の処理等の費用については、甲及び乙の間で協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した緊急事態起因廃棄物の処理等により従事した者が負傷し、又は感染症にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の損失補償については、甲及び乙の間で協議するものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙の、この協定に関する連絡窓口は、以下のとおりとする。

名称	担当部署	連絡先
倉吉市	環境課	0858-22-8168
三朝町	町民課	0858-43-3505
湯梨浜町	町民課	0858-35-5318
琴浦町	建設環境課	0858-55-7808
北栄町	環境エネルギー課	0858-37-3116
三光株式会社	本社（代表）	0859-44-5367

(状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく緊急事態起因廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要資材等の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定は、令和2年10月29日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年10月29日

甲 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎



鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2

三朝町

三朝町長 松浦 弘幸



鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

湯梨浜町

湯梨浜町長 宮脇 正道



鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町

琴浦町長 小松 弘明



鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

北栄町

北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県境港市昭和町 5 番地 17

三光株式会社

代表取締役社長 三輪 昌輝



